

京都市告示第203号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年7月1日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
大山崎大枝線	西京区大原野石見町519番地の1地先から	旧	メートル 553.40	メートル 31.00 ~ 32.00
	同町597番地の4地先まで	新	553.40	32.00 ~ 43.00
梅津東山七条線	下京区朱雀正会町1番地の30地先内	旧	15.60	47.40
		新	15.60	27.90 ~ 47.46

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
大原野100号線	西京区大原野上里南ノ町762番地の1地先から	旧	メートル 516.00	メートル 32.00
	西京区大原野石見町597番地の4地先まで	新	516.00	32.00 ~ 34.83

大原野 1 0 1 号線	西京区大原野石見町595番地の1地先 から 同町588番地の1地先まで	旧	106.40	25.00 ~ 37.50
		新	106.40	25.00 ~ 34.79
七条通	下京区朱雀正会町1番地の30地先内	旧	15.60	47.40
		新	15.60	27.90 ~ 47.46

(建設局土木管理部道路明示課)